九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

室町時代に於ける貨幣の流通狀態

玉泉，大梁

https://doi.org/10.15017/2344467

出版情報：史淵. 1, pp.51-70, 1929-11-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

室町時代に於ける貨幣の流通狀態

玉泉大梁

「室町時代に於ける貨幣の流通狀態」といふことについてお話したいと思ひます。折惡しく風邪を引いて居りまして、聲が餘り出ないのでその點お許し願ひたいと思ひます。實はお話申したいことが非常に澤山ありまして、本來ならば三、四時間は要します所を、無理に一時間で切上げねばなりませぬので、話が可成飛んだり致しますが、此の點亦お斷り致したい。然しながら要點だけはお話する考へであります。

先づ題の內容を申し上げたいと思ひます。時代を室町時代といふことに致しましたが、年代としては建武元年から天正元年に至る二四〇年間を、私の經濟史研究の立場から室町時代と呼んだのであります。政治史の立場には全然關係なく、たゞ經濟史の立場としては此の方が便利でありますので、便宜上二四〇年間をさう扱つて居るのであります。西洋紀元で申しますと一三三四年から一五七三年迄でありま

して、十四世紀初から十六世紀の半にかゝるのであります。今日我國の經濟史の研究は各時代に亘り、各經濟事情に亘つて非常に進んで參りました。然しながら我國が大體何時頃から貨幣經濟時代といふものを稍全國的な意味に於て、稍國民經濟的な意味に於て營み來るやうになつたかといふやうな、さういふ最基礎的な研究を發表したお方は未だ聞かないのであります。その點を頗る遺憾と考へまして私が今日申上げんとする要旨は、主としてその點をお話したい積りなのであります。我國は何時頃から貨幣經濟を營むやうになつたか、といふやうなことを專らお話する考で居るのであります。そこで先づ私の話の內容の主たる點を二つに分けて、私の限つてゐる年代即室町時代に於ける貨幣の種類を擧げ、續いてその貨幣の流通狀態の話をして切りをつけるつもりにして居ります。

室町時代に流通した所の貨幣の種類、これを貨幣の發達の上からみまするとと四種類に分かれます。その四種類といふのは何であるかと云ひますと、先づ商品貨幣、商品そのものが貨幣として流通したのであります。第二には秤量貨幣、之は貴金屬を秤量して通貨としたもの、第三には鑄造貨幣、第四に紙幣が出て來た。此の中商品貨

幣はたゞ室町以前の時代の名殘を留めてゐるだけでありまして、秤量貨幣の發達、鑄造貨幣の混亂期といふのが此の貨幣史上の主要部をなして居りますので、それに紙幣の發生をみるに至り、室町時代程我國の貨幣史上からみまして同一時代にあらゆる種類の貨幣を用ひてゐる時代は無く、それだけ興味の深い時代であるわけであります。此の時代に於ける商品貨幣の數は著しく減少致しましてたゞ准米が有力なものとして殘つて居り、これは直米とも申して居ります。尙此の他に租稅關係に能米といふのがあり、又現米といふは准米と同じ意味に使はれて居ります。而してこれは鎌倉時代の末の趨勢に全く順應して來て居ります。准米は鎌倉時代の末の頃からして著しく減少の度合が增加して來てゐるのであります。そこで私は室町時代が鎌倉時代の末期と共に初期貨幣經濟時代だと論じたいと思ふのであります。無論貨幣の普遍的流通といふことは可成古くからあると見ることが出來ない。日本人が貨幣を知つたのは考古學的に申せば今から二千年前に遡ることが出來、八世紀初頭に於て已に我國に於ても貨幣を鑄造して居るのであります。然しそれ等を以て直に貨幣經濟時代とは云へないのであります。室町時代に秤量貨幣は非常な

發達をみせまして文目貫を單位とする所の新しい秤が出來てゐるのであります。之等の起原につきましては色々考證研究の餘地がありますが、大體此の時代の初期に發達したものと思ひます。新しい秤が發明された結果古い秤を單位とした貨幣と一致しない事になつた。足利尊氏時代の觀應年間に於きましては、京都に於ては砂金一兩は四匁五分を一單位とし、田舍に於ては砂金一兩の單位は四匁七分のものが用ひられ、京目、田舍目の區別が出來ました。此の兩者の目方は一律に申す事は出來ないので、例へば從來の兩といふのは新秤の約十文目に相當し、古い秤の一兩は新しい秤の一兩の二倍以上になるやうであります。然し段々新しい秤の方が勢力を增して來るやうになつた。之等に關する文獻は種々ありますけれども、それは申上げても餘り興味の無い事でありますから省きまして、次に秤量貨幣として銀の山から出ましたその儘を灰吹などと稱して居り、これ等につきましても色々な資料が集まつて居りますが、これも同樣餘り興味の無いもののやうに思はれますから省きます。たゞ京目、田舍目につきまして結論を申せば、田舍目といふのは地方につきまして結論を申せば、田舍目といふのは地方に用ひられた一兩の目方で、四文目三分から

五分、七分、八分五文目といふやうに必ず京目より多いとは斷定は出來ない狀態であります。京目の方は大體四文目五分と定つてゐたやうであります。何時頃からといふことは云へませんが、永正年間に於きましてはその區別が、文獻の上では充分に出來るやうになつたのであります。秤量貨幣としての金、銀といふやうなものが何時頃から鑄造貨幣の形を採つたであらうかといふに、御巫文書の中に寛正二年二月の日附で、三村忠大夫安直といふ人が畠を賣つてゐることが記されてありますが、その値段に小判五兩三分と書いてあり、これによつて秤量貨幣が立派に鑄造貨幣になつたといふことが、文獻の上に於て立證され得るわけであります。室町の中期に於てその現象を見得るのであります。その形については薄く延ばしたものであらうといふことと以上には申すことが出來ません。この薄く延ばしたものであらうといふことは、數ふるに枚數を以つてしてゐることがその證明になりますので、之等についての文獻は澤山ありますが、これもこゝには省くことに致します。次に鑄造貨幣としてはどういふものがあるかと申しますと、これは無論錢と稱するもので此の他鳥目、蛾眉、用途、要脚、料足「おあし」など可成澤山の稱へ方があります。之等の名稱につ

いては夫々由來がありますが、それもこゝには省くことゝ致しまして、たゞ賣買上に於きましては之が如何なる名稱を以て用ひられたかと申しますに「直錢」といふ字が用ひられた。　無論讀方は色々あるのであります。「ヂキセン」といふのが普通で「ネゼニ」と云つたり「アタヒゼニ」と云つたりして居ります。　中には代錢と書いて「カワリゼニ」「シロノゼニ」と稱へ、代用途と書くものもあり。　又現錢と書いたものもあります。斯樣に賣買上に現れて來る所の錢の名稱も色々でありますが、室町時代に於ける錢を分類してみますと、先づ內外、新古、品質の三點からみることが出來ます。　建武年間記に據りますと改錢事と書きまして以下色々の方句がありますが、その中に仍文曰乾坤通寶、銅楮並行といふことが書いてあります。　これは天德二年(西歷九五八年)以後我國に於て貨幣の鑄造をなさずに外國の貨幣を輸入して居つたのを、貨幣の獨立を圖る意味に於て後醍醐天皇の御立てになつた一ッの計畫であつたのであります。併し遂に實行までには至らなかつた。　室町幕府は二回貨幣鑄造の計畫を樹てゝ居りますやうです。　これは大體に於て行はれたものと考へて差支ないと想ふのであります。　それは鳴海平藏由緒書に依れば將軍義持が、鳴海刑部賢勝を錢奉行として

永樂錢を鑄造したといふ事があります。其後義政は六條河原に於て種々の錢を鑄造したといふ。これらは眞實のものであらうと思ふのであります。當時各國の大名が私に鑄造したものも相當ありましてこれを地錢と云つてゐます。その頃幕府の鑄造した錢と、個人が私に鑄造したものとでは國内の流通界の需要を充す事が出來ない。こゝに於て外國貨幣の輸入が盛になつた。これは平安末から鎌倉にかけて主に行はれたのであります。又室町時代に於て明錢の輸入といふ事も、幕府が盛に行つて民間もこれを希望するやうになつた。曆應四年(西紀一三四一年)明に派遣した天龍寺船で現錢の輸入を圖つたと云はれ、その後に於きましては盛に明の錢を輸入するやうになり、應永八年(西紀一四〇一年)には足利義滿が明より「洪武通寶」を購めて居ります。後世に於て洪武以後鑄られたものを新錢と稱し、それ以前のものを古錢と稱んで居ります。之等古錢以下新錢をも加へまして、支那から輸入したものを總て渡唐錢と申しました、こゝでは渡唐とは唐から來たものといふ意味でありますが、最初は唐へ渡る意味に用ひられたのであります。之等輸入貨幣の中には品質の惡いものが可成に澤山あり、これを南京錢、又は京錢と申して居たやうです。中に

は日本出來のものもありますが、一般的に輸入錢に多かつたとみるのが最も穩當かと思ひます。

次で品質の上から分類しまするとと精錢、惡錢の二ッに大別することが出來ます。渡唐錢は大體に於てこの精錢の中に入るのでありまして內地で鑄造されたものも品質良きものは此の中に大部分入ります。永正九年八月三十日の撰錢令に「地錢之內よき永樂五文大觀嘉定以下うらに文字のあるぜによき錢の內たるべし」とある。これによつて日本に鑄造した永樂錢があることも立證出來ます。破錢は破れ通らざる意味で破れ通つたものは缺錢と云つて居ます、惡錢はまた鑑錢とも稱し薄錢コロ錢、鐵錢、鉛錢等を含みます、此の時代の錢の單位は一千文一貫と云ひ百文目を一指又は一枝と云ひ十文一疋と定めた、併し百を單位と考へましてある場合には九十六、九十七文を百文として流通さして居りました、これを省陌法と云ひます。

次で紙幣は建武元年後醍醐天皇が發行されたといふやうに考へられます。これについては否定說もありますが、當時の經濟狀態から申しまするとと、錢貨の流通が非常に盛になつた一面に於て、錢貨の不足を告げ外國から輸入するやうになつた。か

うした狀態に處する政府の財政々策からみましても、紙幣の發行は當然のことではあるまいかと考へられるのであります。特に紙幣は支那に於ては當時已に行はれて居たのであります。併し假令室町の初期に紙幣が發行されましても、中央政府の財政的基礎が薄弱である爲に、この紙幣は一般に市場に於ては歡迎されなかつたと思はれる。その意味に於て折角發行したものゝ、その流通は殆ど認められない位の貧弱な程度で遂に止めになつたのであらう。此の時代の末になつて現れた所の紙幣が江戸時代を通じて今日に至つてゐるのである。これで大體貨幣の種類を申しましたからこれから貨幣の流通狀態についてお話を進めたいと思ひます。

室町時代に於ける商品貨幣及び鑄造貨幣の流通狀態をみるに當りまして、便宜上私は時代を三つに區分して居ります。考へ樣によつては或は不當と云はれるかも知れません。

初期　建武元年――元中九年（五九年間）

中期　明德四年――文明五年（八一年間）

末期　文明六年――天正元年（一〇〇年間）

かういふ風に室町時代を三分して見て居ります。商品貨幣の代表であります所の准米と、鑄造貨幣の代表であります所の錢の流通狀態はその頃の賣券に基き考察することが出來ます。勿論私の手許にあります一五八一通の賣券は元來我國に殘つて居ります所の此の時代の賣券の全部と申すことは出來ませぬ。私の穿鑿した所によりますと約八割はそれでも蒐め得たと考へられますので、あと集まつた所が四五百位で全部蒐め得たとしてもまあ二千位のものであらうと思はれます。で商品貨幣と鑄造貨幣とは大體どういふ關係に於て、流通界に賣券を通して現れてゐるかといふことを說明したいと思ひます。この表(賣券に現れたる米錢流通狀態、室町時代)にはたゞ漫然と、畿內、東海道、東山道、南海道、山陽道、山陰道、西海道、といふやうに分けましたが、これの元となるものは

一、年代が明確に記載せられてあるもの

一、場所を明かに記載してあるもの

一、賣券に如何なる貨幣を使用したかといふことが明確に判るもの

一、賣主、買主の孰れかゞはつきりしてゐるもの

斯様に割合に正確なものだけを私の手許から一五八一通だけ選り出したわけであります(表参照)

賣券に現れたる米錢流通狀態(建武元年——天正元年240年間 室町時代)

	初期 米	初期 錢	中期 米	中期 錢	末期 米	末期 錢	計
畿内	18	220	6	262	19	311	836
東海道		36	1	145	2	138	322
東山道	2	5	15	26	19	60 (130)	127
北陸道		3		1	1	13	18
南海道	2	34		75	4	83	198
山陽道		1		15	1	24	41
山陰道		9		7	4	13	33
西海道	1	5					6
計	23	313	23	531	50	642	1581
百年テシト	39	513	27	656	50	642	
百分比	6.8	93.2	4.0	96.0	7.2 (6.1)	92.8 (93.9)	

東寺百合文書	331	朽木文書	23	香取文書	53	妙源寺文書	12	妙興寺文書	51	御巫文書	165	坂田文書	18
觀修寺文書	155	黄梅院文書	20	妙源寺文書	12	妙興寺文書	51	御巫文書	165	坂田文書	18	觀心寺文書	22
大德寺黄梅院文書	67	龍德寺文書	44	計(伊達家文書130)	581	185	20	桂林寺文書	35	本蓮寺文書	11	潮崎八百主文書	
大德寺文書	55	立政寺文書	12					其他古文書				米良文書	18
靈雲院文書	39	西福寺文書	14									潮崎稜威主文書	101
三寶院文書	58	潮崎稜威主文書										高山寺文書	41
草島瀬左衛門文書	15	高山寺文書										長福寺文書	16
長福寺文書	16	米良文書										坂田文書	18
觀心寺文書	22	潮崎八百主文書										御巫文書	165
坂田文書	18	本蓮寺文書										妙興寺文書	51
御巫文書	165	桂林寺文書										妙源寺文書	12
妙興寺文書	51	其他古文書										香取文書	53

先、畿内を見るに、八百三十六通あるから總數の千五百八十一通に對して五割三分弱を占め、一年平均約三通半になつてゐる。故にかゝる統計的概論をなすには充分の數といふ可きである。初期に於て米十八回に對して錢二百二十回である。中期に於て米六回に對して錢二百六十二回、末期に於て米十九回に對して錢三百十一回の流通を示してゐる。畿内は皇居及幕府の所在地として國内經濟の最も發達せる地方であるから、かくの如く錢貨の流通の隆盛を見たのである。故に是を以て全國を推すことは出來ない。併し畿内を基本として幾分の割引をして他の七道を考察することは出來る。次で東海道に三百二十二通を擧げてゐるから是も可成の數である。故に米錢流通狀態を察し得ると思ふ。次に東山道は百二十七通であるが是も相當の數である。特に末期の錢の項に(130)とあるは間接に錢が賣買に用ゐられたことを知り得るから擧げたのである。伊達家文書によりますと伊達稙宗が土地の賣買證文に安堵狀を出して居り、その百三十の安堵地に對して、租稅の錢納を明示してゐる。千五百八十一通の賣券を通覽するに租稅として錢を徵收し、賣買に米を用ゐたる例はまだ一度もないのであります。故に此の百三十回の土地賣買も錢を用ゐ

たと斷定してもよいのであります。次に北陸道は十八通で統計としては貧弱であるが、他の史料によりて錢貨の流通を示すものが多くある。南海道の百九十八通も相當の數である。山陽道の四十一通、山陰道の三十三通も少い。西海道六通に至つては非常に少ない。併し是等の諸地方に錢貨流通の狀況を知るに足る多くの史料を殘してゐる。統計としての完全を期する上に、北陸、山陽、山陰、西海の四道に對して各百通餘の賣券を欲しいものと考へて居る。

概括的に五畿七道の米錢流通狀態を見るに初期に於て米二十三回、錢三百十三回である。中期に於て米二十二回、錢五百三十一回である。末期に於て米五十回、錢六百四十二回である。そこで初期を五十九年間とし、中期を八十一年としましたのを假に各末期の如く百年とし、年數が增すと同時に流通した米錢も增すものとし計算するならば、どういふ風になるかといふに、初期は米三十九回、錢五百十三回、中期は米二十七回、錢六百五十六回で末期には變化がない。而して米錢流通の百分比を出して見ると甚だ興味ある數字が現はれた。初期は百回中、米六、八回、錢九三・二回である。中期は百回中、米四・〇回錢九六・〇回である。末期は百回中米七・二回、錢九二・八回であ

る。但し(130)を加算すれば百回中米六・一回、錢九三・九回である。

然らば何故初期に於て米の流通約七回のものが中期に於て四回となり、末期に於て約六回乃至七回といふやうに殖えたかと申しますと、その理由は擇錢が末期に於て非常に盛になつて、錢の流通界を威嚇したやうになりまして、その爲に自然逆戻りを起して來たといふことが大體に於て云ひ得るのであります。その趨勢が次の桃山時代にも波及し、流通界に可成な米を見るに至つたので、遂に永祿十二年(西紀一五六九年)三月信長によつて賣買に八木即米を用ひる事を禁止する命令が出されるやうになつたのであります。今日は室町時代について申すのでありますが、更にこれを鎌倉時代と關係せしめてみますと、室町時代の米錢流通狀態が尙一層明確に分るのであります。此方は賣券の總計七一〇しかありませんが、私はこれでも約七割は蒐め得てゐると思ふのであります。あとは蒐つた所が精々三百位のものかと想ひます。室町時代に倣つて、文治二年から元弘三年に至る一四八年間を鎌倉時代とし

初期　文治二年――承久元年(三四年間)

中期　承久二年――弘安六年(六四年間)

末期　弘安七年――元弘三年（五〇年間）

といふやうに分けたのであります。これを室町時代の表にくらべて材料の數が少く、稍不滿な感があります。――表參照

賣券に現れたる米錢流通狀態（鎌倉時代――文治二年――元弘三年143年間）

	畿内	東海道	東山道	南陽道	山陰道	山陽道	西海道	計	百年テシト比分		東寺百合文書	高野山文書	勸修寺文書	長福寺文書	金比羅宮文書	關戸守彦文書	觀心寺文書	御巫文書	妙興寺文書	長樂寺文書	其他古文書	計
初期 米	21			23				44	129	60.3	314	274	32	13	6	6	8	9	5	7	36	710
初期 錢	28			1				29	85	39.7												
中期 米	20	2		77		1		100	156	30.1												
中期 錢	171	8		51		2		232	363	69.9												
末期 米	21	1		26				48	96	15.8												
末期 錢	147	14	7	84	3		1	257	514	84.2												
計	408	25	7	282	6	1	1	710														

この百分比をみますると初期に於きましては米を賣買に用ひたものが六〇、三回錢三九九回中期に於ては米三〇、一回錢六九、九回末期に於ては米一五、八回となり錢が八四、二回といふことになる。　そこで之を極めて概括的に申しますると、先づ米だけについて云へば、鎌倉初期に於きましては百分ノ六〇回、中期は其半分三〇回、末期は又其半分一五回餘であり、室町時代に來ると初期に於て更に約半分の六・八回即約七回となり、次で中期に於て又約其半分四回となり、末期に於て初期と稍同じ程度に上つて約六乃至七回といふ狀勢であります。

これは何を物語つてゐるかといふと、此の流通界に於きましては商品貨幣が姿を消して、その代りに錢の流通が優勢になつて來てゐるといふことが、如實に現れてゐるのであります。　それでありますから鎌倉時代初期の二、三の文獻に錢流通の跡があるからと云つても、實際の賣買上に於て一般化されてゐたと云ふことは出來ない。即ち鎌倉時代は未た貨幣經濟時代とは云へないのであります。　中期に於て米の流通が三〇回もある。　末期に於て鑄造貨幣即錢の流通がずつと頻繁になり八四、二回となる。　室町時代に入りまして錢は九二％以上の流通を示してゐる。　こゝに於て

はじめて此の室町時代を貨幣經濟時代と申して間違ひなからうと思ふのであります。但し前に擧げたる一千五百八十一通の賣券によりますると、多くは土地即田畑、家屋等今日謂ふ所の不動產の賣買及び伊勢紀伊に於ける道者の賣買の際に於きましては口頭の賣買ではなしに必ず文書を作成しそれによつてなした。それで日常の流通界では賣券以上に錢の流通を肯定はし得ても否定する事は出來ない。そういふ意味に於て、賣券に現れたる米錢流通狀態表は可成の權威を有てゐるものと考へます。尙これを修正すべきものは可成にあるのであります。例へば貸借證文に現れた利米及利錢の百分比、質券に現たる質米、質錢の百分比、及納稅に現れた錢納と米納との百分比といふやうなものを出して、賣買上に於ける百分比を修正すべき必要は無論あるのであります。然しながら假りに修正せられましても大きな修正は起るまいと想はれます。これによりますと、賣券に現れたもの以上に米の流通の大なることを想像し得ないことはありませぬが、然しその修正といふものは極めて少く反對の現象を惹起すとまで極端に修正せられるとは云ひ得ない。

室町時代に於ける我國の狀況はかういふ風であります。これをヨーロッパの狀

況と比較して考ふるとき、こゝにまた一つの興味を感じさせられます。それはドイツの歴史學派の、經濟學者である所のシニモラー氏が「國民經濟原論」(一九二〇年版)の二卷の一〇一頁に於てかういふことを申して居ります「一四〇〇年から一八〇〇年に至る間のヨーロッパに於ける流通界をみまするとと、貨幣經濟は國民經濟の一五乃至四〇%に止まり、一九世紀に於きましては五〇、六〇乃至八〇%に達した」といふ事を申して居ります。　さうすると私がこゝに擧げました年代と大體に於て一致するので、私の謂ふ所の室町時代は一四世紀初頭から一六世紀の半迄二四〇年間、約二世紀半でありますから、一四〇〇年から一八〇〇年の間の前半にかゝつてゐる事になる、その時期にヨーロッパに於て一五乃至四〇%といふのであります。　この點から我國のものを考察してみまするとと、室町時代を通じて錢貨の流通は九二%以上といふことになるのでありますから、假りに前申しました所の貸借及質劵、といふものによつて修正を致されましても、とても一五とか四〇とかいふものに引下ることは絶對に無いといふことが出來る。　この意味に於て我國の貨幣經濟時代といふものは割合に早く到來してゐるといふことを申してよいかと思ひます。　それでありますす

からこの時代以後此の貨幣經濟上に於きまして、我國民が種々活躍して今日に至つてゐることを考へ、又一面から云つて我國民が資本主義的な經濟組織に移りましたことも、そんなに新しい時代に我々が下げてみることも出來なくなる。それでありますからこの統計は、可成基礎的な力を有つといふことを私は申したいのであります。

か樣にして鎌倉の末期以後、流通界に商品貨幣なるものが段々その影を潜め、錢といふ鑄造貨幣が優勢になつて來たのであります。然しながら前申しました樣に中途室町の末期に於て一時米の流通が優勢となり、その爲に永錄十二年に信長が米を貨幣として使用することを禁じたのであります。これは我國經濟界の逆轉を阻止せむ爲め、この擧に出でたとも云へます。未だ申上げたいことが澤山にあるのでありますが、豫定の時間にもなりましたからもう止めることに致します。たゞお斷りしておきたいと思ひますのは私の專ら云はむとする所は、前述のやうに室町時代は兎にも角にも我國貨幣經濟時代の初期だといふことを、確實に我々が論斷して間違ひないといふことであります。然しながらこれに對しては地方的な相違といふも

のが可成に存在してゐる點があります。それは室町幕府は御承知のやうに統一的政府とは考へられませんので、その意味に於て政權は地方分權であり、從て貨幣に對する所の立法といふものも各地方によつて夫々異つてゐるのであります。從來、室町時代の撰錢の事について論ぜられて居りますが、幕府の勢力範圍である所の畿内より外殆ど他は看てゐない。大體の狀況だけはあれで知ることが出來ますが、然しながら地方には畿内の政狀を裏切るものが多々あるのでありまして、その材料を私は大分持て參つたのでありますが、これをお話するとまた二時間位は充分かゝりますので省略致します。それはこゝに掲げました五畿七道の統計表によりましても米錢流通狀態についての地方色は明瞭である。併し全體としての結論はこの統計表の百分比が示すものであるといふことにしまして、私の論斷に間違ひないといふことを確實に申したいのであります。